

H 2 6 年度

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」における商品募集について

長崎県内の優れた農産加工品を県が認証し、県内外に P R や販売支援を行います。

募集農産加工品の範囲と条件は次のとおりです。

- (1) 申請商品は 1 年以上の販売実績があること。
- (2) 長崎県産農産物（農林畜産物）を使用した農産加工品（県内で製造されたもの）。
例）野菜、果樹加工品（漬物、ジャム）、麺類、菓子類、乳製品、畜産加工品、
調味料（味噌、醤油）、飲料等
- (3) 関連法令に違反していない商品であること。
食品添加物は法令で使用が認められているもので、必要最小限の使用であること。
表示等に関する法律を遵守していること。
- (4) 申請者は、長崎県内において農産加工品の製造または販売している個人または法人等であること。
- (5) 認証を申請する商品は、専用の施設で製造されていること。

申請方法について

- (1) 受付期間 平成 2 6 年 8 月 2 9 日（金）まで（当日必着）
- (2) 申請方法 所定の申請書に記入の上、申請書一式と、食品衛生監視票（保健所発行）、未納がないことを証する証明書を同封し、郵送またはご持参ください。
- (3) 提出先 〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市江戸町 2 - 1 3
長崎県 農林部 農産加工・流通室 「長崎四季畑」担当
TEL 0 9 5 (8 9 5) 2 9 9 6 FAX 0 9 5 (8 9 5) 2 5 9 2
申請書、募集要項についてはホームページからダウンロードできますのでご利用ください。
(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/shikibatake/bos-hu-shikibatake/>)

審査について

- (1) 申請書を受領後に、提出された申請書の内容審査及び申請内容確認のため現地調査を行います。
- (2) 総合審査委員会で申請内容、食味、品質、販売計画等を審査し総合的な見地で認証商品を決定します。（平成 2 6 年 1 2 月頃予定）

その他注意事項について

- (1) 申請にあたって、虚偽の記載等があれば認証を取り消す場合があります。
- (2) 総合審査委員会の開催時に食味審査を行いますので申請商品の提供をお願いします。

認証商品について

- (1) 認証期間は 3 年間で、認証マークを使用することができます。
- (2) 県のホームページに認証商品として掲載や長崎四季畑のパンフレット等で認証商品として P R します。
- (3) 県の商談会等へ積極的に参加いただき全国向けに販売支援を行います。



長崎県認証農産加工品
長崎四季畑